

大阪市住之江区災害対策本部設置要領

1 趣 旨

この要領は、大阪市地域防災計画に基づき、住之江区災害対策本部（以下、「本部」という。）の設置に関する基本的事項を定めるものとする。また、大阪市地域防災計画に基づく住之江区災害対策緊急本部及び住之江区災害対策警戒本部の設置については、本要領を勘案し、必要な事項は、別途動員計画等で定めるものとする。

なお、この要領で定める班体制については、災害対応に即応するために予め定めるものであるが、災害時の被災状況や対応体制の状況等に応じ、本部長の指揮により班編成を変更するなど、柔軟且つ弾力的な組織運用を行うものとする。

2 本部の設置

- (1) 区長は、大阪市地域防災計画に基づき、次に掲げる場合に本部を区役所内（区役所が被災し、区本部が設置できない場合においては、代替の場所）に設置する。
 - ア 大阪市災害対策本部が設置された場合
 - イ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、区長が必要と認めた場合
- (2) 上記(1)のイにより本部を設置した場合は、市長に報告しなければならない。

3 本部長及び副本部長等

- (1) 本部長は、区長とし、副本部長は、副区長をもって充てる。
- (2) 本部に本部長付を置き、防災安全担当課長をもって充てる。
- (3) 本部長は、本部の業務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部長、副本部長ともに事故があるときは次に掲げる職にある者がその順位により本部長の職務を代理する。
 - ア 防災安全担当課長
 - イ 総務課長
 - ウ 協働まちづくり課長
 - エ 窓口サービス課長
 - オ 保健福祉課長
 - カ 生活支援課長

4 班の設置等

- (1) 本部長の指示により、本部に概ね3日までは別表1-1のとおり、概ね3日以降は別表1-2のとおり班及び係を設置し、本部業務を分掌する。
- (2) 班に班長を置き、原則として課長職の職員をもって充てる。
- (3) 班長の下に、必要に応じて班長付を置き、課長代理職の職員をもって充てる。
- (4) 庶務班の班長付の下に班付を置き、防災業務を担当する係長職の職員をもって充てる。
- (5) 係に係長を置き、係長職の職員をもって充てる。
- (6) 班長は、本部長の命を受けて、班の分掌業務に当たる。
- (7) 庶務班長以外の班長に事故があるときは、庶務班長がその職務を代理し、庶務班長に事故があるときは、本部長付がその職務を代理する。
- (8) 班の編成にあたっては、別表2-1及び別表2-2に掲げる班編成要件を満たすよう編成するものとし、あらかじめ区長が指名した職員をもって充てる。
- (9) 本部長が必要と認める場合は、前項に関わらず、班の編成を変更することができる。
- (10) 本部長が必要と認める場合は、第9項の規定に関わらず、別表1-1及び別表1-2に掲げる班及び係に直近参集者等の区職員以外の職員を充てることができる。

5 本部会議

- (1) 本部の基本方針を審議するため、本部に本部会議を設置する。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、班長をもって構成する。
- (3) 本部会議は、本部長が必要と認める場合に、本部長が招集する。
- (4) 本部長が必要と認める場合に、上記(2)に掲げる者以外の者を本部会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

6 本部の廃止

区本部長は、市本部長が認めた場合に区本部を廃止することができる。ただし、市本部が設置されていないときは、区本部長は、次の場合に市長に報告のうえ廃止するものとする。

- (1) 被害の発生するおそれが解消した場合
- (2) 災害応急対策が概ね完了した場合
- (3) その他、区本部長が本部の設置の必要がなくなったと認めた場合

7 その他

この要領に定めるもののほか、本部の設置に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 21 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

住之江区災害対策本部班別分掌業務一覧

【別表1-1】

初期初動～概ね3日

班名	係名	分掌業務
庶務班	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 各班の連絡調整に関すること 応援労働者の雇用に関すること 他局・他市等からの支援に関すること 他の班の所管に属しないこと
		<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部並びに関係機関等との連絡調整に関すること 情報の収集、伝達に関すること 災害記録(写真・映像含む)に関すること 協力隊(自主防災組織等)との連絡調整に関すること
		<ul style="list-style-type: none"> 広報に関すること 避難所への誘導指示に関すること
		<ul style="list-style-type: none"> 被災者の応急救助に関すること 救援物資の調達保管及び配給に関すること 団体等の協力活動の連絡調整に関すること ボランティアの調整に関すること
第1・第2避難受入班	各地域避難所係 濃厚接触者避難所	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営、受入状況の把握、記録に関すること 被災者の受入と避難者の誘導に関すること 避難所における炊き出しに関すること
第1・第2調査班		<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の調査に関すること
保健福祉班	連絡係	<ul style="list-style-type: none"> 区医師会等関係団体との連絡調整に関すること
	医療救護係	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療救護に関すること
	防疫活動係	<ul style="list-style-type: none"> 防疫・保健衛生に関すること
遺体対応班	遺体安置係	<ul style="list-style-type: none"> 遺体安置所の設置、運営に関すること 遺体安置所等への遺体の搬送に関すること 警察、関係団体との連絡調整に関すること 遺体の納棺に関すること
		<ul style="list-style-type: none"> 遺族相談窓口の設置に関すること 身元確認・遺体の引き渡しに関すること 火葬許可証の発行及び火葬に関すること 遺骨等の保管・納骨に関すること 火葬場所等への遺体の搬送に関すること
		<ul style="list-style-type: none"> 消防に関すること
		<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救急・救助に関すること
教育班	教育係	<ul style="list-style-type: none"> 学校園等との連絡調整に関すること

区本部長は、特に必要が認められるときは、臨時にこの分担表と異なる編成をとることができる。

この場合においては、遅滞なく市本部長に報告しなければならない。

なお、消防班は、消防部としての任務に重大な支障のない限り上記編成に従う。

※区本部長付の分掌事務

- ・地域団体との連絡調整に関すること
- ・協定締結団体との連絡調整に関すること
- ・各班の体制確保や各班長への協力業務に関すること
- ・区本部長の特命事項に関すること

住之江区災害対策本部班別分掌業務一覧

【別表1-2】

概ね3日以降

班名	係名	分掌業務
庶務班	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 各班の連絡調整に関すること 応援労働者の雇用に関すること 他局・他市からの受援に関すること 他の班の所管に属しないこと
	計理係	<ul style="list-style-type: none"> 予算計理に関すること 義援金品の受付、並びに保管に関すること 輸送用トラックの借り上げ、配車に関すること
	情報連絡係	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部並びに関係機関等との連絡調整に関すること 情報の収集、伝達に関すること 災害記録(写真・映像含む)に関すること 協力隊(自主防災組織等)との連絡調整に関すること
	広報係	<ul style="list-style-type: none"> 広報に関すること 避難所への誘導指示に関すること
救助班	第1救助係	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の応急救助に関すること 罹災・被災証明書の発行に関すること 義援金品の配分に関すること
	第2救助係	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の調達保管及び配給に関すること 団体等の協力活動の連絡調整に関すること ボランティアの調整に関すること
第1・第2避難受入班	各地域避難所係 濃厚接触者避難所	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営、受入状況の把握、記録に関すること 被災者の受入と避難者の誘導に関すること 避難所における炊き出しに関すること
第1・第2調査班	第1～第5調査係	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の調査に関すること
保健福祉班	連絡係	<ul style="list-style-type: none"> 区医師会等関係団体との連絡調整に関すること
	医療救護係	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療救護に関すること
	防疫活動係	<ul style="list-style-type: none"> 防疫・保健衛生に関すること
遺体対応班	遺体安置係	<ul style="list-style-type: none"> 遺体安置所の設置、運営に関すること 遺体安置所等への遺体の搬送に関すること 警察、関係団体との連絡調整に関すること 遺体の納棺に関すること
	遺族対応係	<ul style="list-style-type: none"> 遺族相談窓口の設置に関すること 身元確認・遺体の引き渡しに関すること 火葬許可証の発行及び火葬に関すること 遺骨等の保管・納骨に関すること 火葬場所等への遺体の搬送に関すること
消防班		<ul style="list-style-type: none"> 消防に関すること 被災者の救急・救助に関すること
教育班	教育係	<ul style="list-style-type: none"> 学校園等との連絡調整に関すること

区本部長は、特に必要が認められるときは、臨時にこの分担表と異なる編成をとることができる。
この場合においては、遅滞なく市本部長に報告しなければならない。

なお、消防班は、消防部としての任務に重大な支障のない限り上記編成に従う。

※区本部長付の分掌事務

- ・地域団体との連絡調整に関すること
- ・協定締結団体との連絡調整に関すること
- ・各班の体制確保や各班長への協力業務に関すること
- ・区本部長の特命事項に関すること

住之江区災害対策本部班編成要件

概ね3日まで

班名	係名	班編成要件
庶務班	庶務係	班長 主に総務・人事を担当する課長職の職員
		班長付 課長代理職の職員
		班付 主に防災を担当する係長職の職員
		係長 主に総務・人事を担当する係長職の職員及び係員
		係員
		係長 係長職の職員及び係員
		係員 (受援担当兼務)
		係長 係長職の職員及び係員
		係員
		係長 緊急区本部員
救助班	情報連絡係	係員
		係員 (遺体安置係兼務)
		係長 緊急区本部員
		係員
		係員 緊急区本部員
		係員
		係員 (遺体安置係兼務)
		係員 市本部連絡員を担当する職員
		係長 主に広報を担当する係長職の職員及び係員
		係員 (遺体安置係兼務)
第1避難受入班	救助係	班長 課長職の職員
		班長付 課長代理職の職員
		係長 係長職の職員及び係員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係員 (遺体安置係兼務)
		班長 課長職の職員
		班長付 課長代理職の職員
		係長 係長職の職員
地域班	安立地域係	係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
避難所班	敷津浦地域係	係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
避難所班	住之江地域係	係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
避難所班	住吉川地域係	係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
避難所班	加賀屋地域係	係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
避難所班	加賀屋東地域係	係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
避難所班	粉浜地域係	係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
避難所班	清江地域係	係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
避難所班	濃厚接触者避難所係	係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員
		係員
		係長 係長職の職員

概ね3日まで

班名	係名	班	編	成	要件
第2避難受入班	平林地域係	班長	課長職の職員		
		班長付	課長代理職の職員		
	新北島地域係	係長	係長職の職員		
		係員			
	南港緑地域係	係長	係長職の職員		
		係員			
	花の町地域係	係長	係長職の職員		
		係員			
	海の町地域係	係長	係長職の職員		
		係員			
	太陽の町地域係	係長	係長職の職員		
		係員			
第1調査班	第1調査係	班長	課長職の職員		
		班長付	課長代理職の職員		
	第2調査係	係長	係長職の職員		
		係員			
	第3調査係	係長	係長職の職員		
		係員			
	第4調査係	班長	課長職の職員		
		班長付	課長代理職の職員		
第2調査班	第5調査係	係長	係長職の職員		
		係員			
	連絡係	班長	保健福祉業務を担当する課長職の職員		
		班長付	保健師である課長代理職の職員		
保健福祉班	医療救護係	班長付	主に保健関係業務を担当する課長代理職の職員		
		係長	主に健康支援事務の総括を担当する係長職の職員		
		係員	保健師である職員		
	防疫活動係	係長	保健師である係長職の職員		
		係員	保健師である職員		
	防災活動係	係長	主に保健関係業務を担当する係長職の職員		
		係員	主に環境・食品衛生を担当する職員		
遺体対応班	班長	班長	課長職の職員		
		班長付	課長代理職の職員		
	遺体安置係	係長	係長職の職員		
	遺族対応係	係長	戸籍事務を担当する係長職の職員		
消防班			(住之江消防署等)		
教育班	教育係	班長	課長職の職員		
		班長付	課長代理職の職員		
		係長	主に教育を担当する係長職の職員及び係員		
		係員			

住之江区災害対策本部班編成要件

概ね3日以降

班名	係名	班編成要件
庶務班	庶務係	班長 主に総務・人事を担当する課長職の職員
		班長付 課長代理職の職員
		班付 主に防災を担当する係長職の職員
	計理係	係長 主に総務・人事を担当する係長職の職員及び係員
		係員
		係長 係長職の職員及び係員(受援担当兼務)
		係員 緊急区本部員
		係長
		係員 (遺体安置係兼務)
	情報連絡係	係長 緊急区本部員
		係長
		係員 緊急区本部員
		係員 (遺体安置係兼務)
		市本部連絡員を担当する職員
救助班	広報係	係長 主に広報を担当する係長職の職員及び係員
		係員
		係員 (遺体安置係兼務)
	第1救助係	班長 課長職の職員
		班長付 課長代理職の職員
	第2救助係	係長 係長職の職員
		係員
		係員 (遺体安置係兼務)
第1避難受入班	安立地域係	班長 課長職の職員
		班長付 課長代理職の職員
	敷津浦地域係	係長 係長職の職員
		係員
	住之江地域係	係長 係長職の職員
		係員
	住吉川地域係	係長 係長職の職員
		係員
	加賀屋地域係	係長 係長職の職員
		係員
	加賀屋東地域係	係長 係長職の職員
		係員
	粉浜地域係	係長 係長職の職員
		係員
	清江地域係	係長 係長職の職員
		係員
	濃厚接触者避難所係	係長 係長職の職員
		係員

班名	係名	班編	成要件
第2避難受入班		班長	課長職の職員
		班長付	課長代理職の職員
	平林地域係	係長	係長職の職員
		係員	
	新北島地域係	係長	係長職の職員
		係員	
	南港緑地域係	係長	係長職の職員
		係員	
	花の町地域係	係長	係長職の職員
		係員	
	海の町地域係	係長	係長職の職員
		係員	
	太陽の町地域係	係長	係長職の職員
		係員	
第1調査班		班長	課長職の職員
		班長付	課長代理職の職員
	第1調査係	係長	係長職の職員
		係員	
	第2調査係	係長	係長職の職員
		係員	
	第3調査係	係長	係長職の職員
		係員	
第2調査班		班長	課長職の職員
		班長付	課長代理職の職員
	第4調査係	係長	係長職の職員
		係員	
	第5調査係	係長	係長職の職員
		係員	
保健福祉班		班長	保健福祉業務を担当する課長職の職員
		班長付	保健師である課長代理職の職員
		班長付	主に保健関係業務を担当する課長代理職の職員
	連絡係	係長	主に健康支援事務の総括を担当する係長職の職員
		係員	保健師である職員
	医療救護係	係長	保健師である係長職の職員
		係員	保健師である職員
	防疫活動係	係長	主に保健関係業務を担当する係長職の職員
		係員	主に環境・食品衛生を担当する職員
遺体対応班		班長	課長職の職員
		班長付	課長代理職の職員
	遺体安置係	係長	係長職の職員
		係員	
	遺族対応係	係長	戸籍事務を担当する係長職の職員
		係員	
		係員	
消防班			(住之江消防署等)
教育班	教育係	班長	課長職の職員
		班長付	課長代理職の職員
		係長	
		係員	主に教育を担当する係長職の職員及び係員